



2010年 世界農林業センサス (平成22年2月1日実施)

農林業センサスは、我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域の実態を明らかにすることを目的に5年ごとに実施している大切な調査です。

農林業センサスには農林業の経営主に経営の現状をお聞きする「農林業経営体調査」と市区町村と農業集落の代表者など地域の実情に精通している方に農山村地域の現状をお聞きする「農山村地域調査」の2つの調査があります。

〔農林業経営体調査〕

どうやって
調査するの？

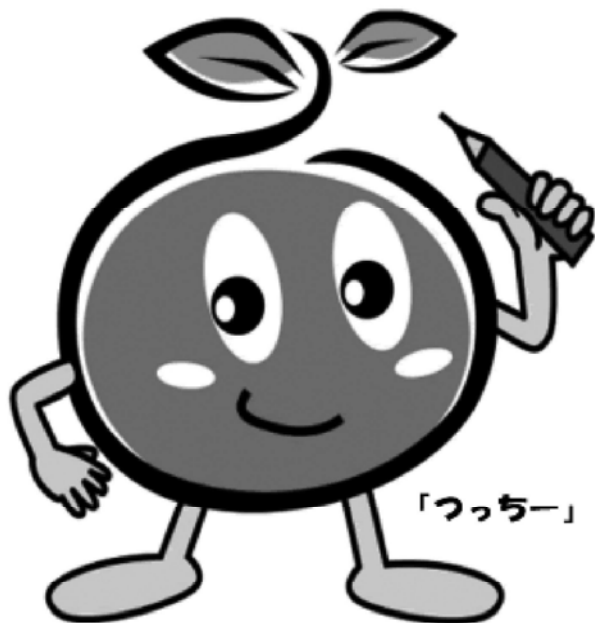
農業や林業を行っている農家・林家や法人などを対象とした調査で、都道府県知事から任命された統計調査員が訪問し、調査対象となる条件を満たしているかお伺いします。

調査の対象となった場合は調査票をお渡しし、ご記入いただきます。



どんなことを
調べるの？

- ・世帯員の構成と就業状況
- ・農地、山林の所有と利用状況
- ・農林産物の生産販売の状況
- ・農業・林業の労働力
- ・農作業受託の状況 などを調査します。



どんなことに
利用されるの？

農林行政の企画・立案や中・長期的な国土利用計画や経済計画の策定、地方交付税の算出のための基礎資料として利用されます。

農林業センサス調査についてもっと知りたい方は農林業センサスホームページをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/>

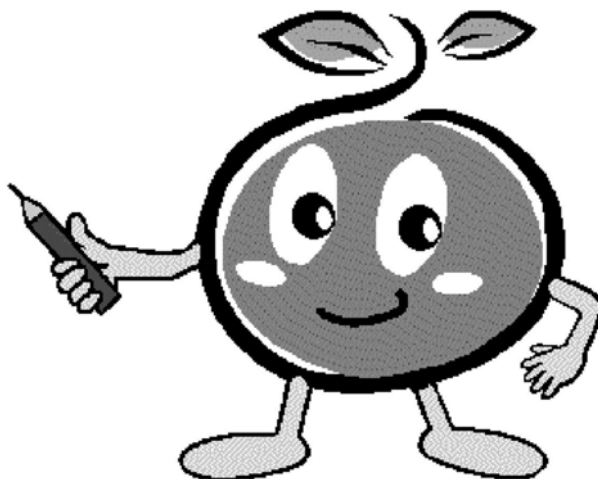
〔農山村地域調査〕

どうやって
調査するの？

市区町村や農業集落の地域の状況に精通している方を対象とし、地方農政局長等から任命された統計調査員がお伺いして調査を行います。

どんなことを
調べるの？

- ・ 農業集落内の耕地面積
- ・ 農業集落内の地域資源（農地、森林、水路等）の保全状況などを調査します。



どんなことに
利用されるの？

農林水産省が農林業の振興や農山村の活性化のために
行っているさまざまな施策の策定や推進の基礎資料として
利用されます。



☀ プライバシーの保護について ☀



調査は統計法に基づく基幹統計調査として実施します。

この法律では調査内容を統計以外の目的に使用することが強く禁じられていますので、調査結果が税金の徴収に使われるようなことは一切ありません。

また調査員にも守秘義務がありますので、調査で知り得た情報が他人に漏れることはありませんし、調査票についても紛失・盗難に遭わないよう厳重に管理されます。

いま
農林業の現状を知り、未来へつなげるための大切な調査です。
ご協力をお願いします。